

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【公開番号】特開2008-259002(P2008-259002A)

【公開日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【年通号数】公開・登録公報2008-042

【出願番号】特願2007-100140(P2007-100140)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00 (2006.01)

H 04 N 1/10 (2006.01)

H 04 N 1/107 (2006.01)

G 03 B 27/62 (2006.01)

G 06 F 3/023 (2006.01)

H 03 M 11/04 (2006.01)

G 06 F 3/041 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 C

H 04 N 1/10

G 03 B 27/62

G 06 F 3/023 3 1 0 L

G 06 F 3/041 3 2 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月6日(2010.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿が載置される原稿載置台を備え、原稿載置台に載置された状態の原稿の画像を読み取る読取装置であって、

前記原稿載置台を投影面にして、投影画像として入力キーを含む投影キーボードを照射する投影ユニットと、

ユーザの前記投影キーボードに対する入力を検知する入力検出センサと、
を有することを特徴とする画像読取装置。

【請求項2】

本体に対して回動自在に設けられた読取ユニットを有し、

前記原稿載置台に載置された原稿の画像を前記読取ユニットが閉じた状態で読み取り、
前記読取ユニットは、前記読取ユニットが閉じた状態で前記原稿載置台に載置された原稿と対向する透明板と、前記透明板を介して原稿の画像を読み取る読取センサと、を備えることを特徴とする請求項1に記載の画像読取装置。

【請求項3】

前記読取ユニットに前記投影ユニットが設けられ、前記読取ユニットが開いた状態で、
前記投影ユニットは、前記透明板を介して前記原稿載置台を前記投影面として前記投影キーボードを投影することを特徴とする請求項2に記載の画像読取装置。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれかに記載の画像読取装置を備え、前記画像読取装置によって原

稿の画像を読み取って複写を行う画像形成装置であって、

前記投影ユニットが複数の取り付け場所に取り付け可能であり、かつ複数の取り付け場所のうちの少なくとも一つの場所では、前記投影面となる平板が、前記画像形成装置の側板の低部位に取り付けられ、その平板の上面に前記投影キーボード部が投影されることを特徴とする画像形成装置。

【請求項 5】

前記投影ユニットがマグネットを利用して着脱可能となっていることを特徴とする請求項4に記載の画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記目的を達成するために、本発明の代表的な画像読取装置は、原稿が載置される原稿載置台を備え、原稿載置台に載置された状態の原稿の画像を読み取る読取装置であって、前記原稿載置台を投影面にして、投影画像として入力キーを含む投影キーボードを照射する投影ユニットと、ユーザの前記投影キーボードに対する入力を検知する入力検出センサと、を有することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像読取装置及び画像形成装置

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、原稿の画像を読み取る画像読取装置及び画像形成装置に関する。